

冬を安全・安心に 過ごすために

『市民・行政・業者』の共同作業であずましく

いよいよ雪の季節となりました。北国で暮らす私たちにとって雪は生活の一部であり、避けて通ることはできません。市では、除排雪作業の改善を図るとともに、町会や企業との連携による雪対策を進めてきましたが、安全・安心で快適な雪国生活を送るためには、行政だけでなく実際に除雪作業を行う委託業者、そして何より市民一人一人の協力が必要です。「市民・行政・業者」の共同作業により、お互いが「力を合わせる」ことで効率的に除雪作業を進め、厳しい冬を乗り切りましょう。皆さんのご協力をお願いします。

■問い合わせ先 道路維持課（茜町2丁目、☎32-8555）

令和4年度 除排雪計画

一般除雪（作業時間帯＝午前1時～6時）

▼**出動基準** 雪の降り始めと降り終わりごろの期間は、午前0時の降雪量が15cm以上に達した時。根雪期間は、午前0時の降雪量が10cm以上に達した時。
※安全で円滑な車両走行の支障となる路面状況が発生した場合なども。

▼**除雪延長** 約1,000km

歩道除雪（作業時間帯＝午前5時～7時）

▼**実施基準** 降雪量が10cm以上見込まれる場合

▼**総延長** 通学路を主体に約120km

拡幅除雪・運搬排雪

路肩などの雪山によって道路が狭くなり、車や歩行者の通行や安全性に支障を来す目安となる積雪深

や累積降雪量となった場合は、ロータリ除雪車などで除排雪を実施。

小路除排雪

道路の幅が狭く、一般除雪が入れない小路（幅2.5m以上4.0m未満）を対象とする道路の除排雪作業。小型ショベルと小型ダンプを使用し、小路排雪（運搬排雪）を原則年1回実施。路線内に雪置き場が確保できる場合は、小路除雪（除雪作業）として雪の降り方や状況に応じて実施。

スリップ対策

本町坂、辻坂、加藤坂などの市道17カ所と県道3カ所の坂道にロードヒーティングを整備。また、そのほかの坂道やカーブ、主要交差点には、朝夕に凍結抑制剤を散布。

詳細は市ホームページ（QRコード）へ。

効率的な除排雪作業のために

●道路除雪後、残される雪の処理にご協力を

朝の除雪作業は、通勤・通学で混雑する時間帯の前に終わらせるため短時間で一斉に行います。しかし、除雪後に玄関や車庫の前などに残った雪は、限られた時間と機械の能力では、市で除雪することが大変困難です。玄関や車庫の前に寄せられた雪の処理について、皆さんのご協力をお願いします。

●**用水路・排水路に雪を捨てない**

●**除雪車が作業中のときは近寄らない**

●**歩道と車道の段差に設置している段差プレートなどを撤去する**

●路上駐車はしない

1台でも駐車車両があると除雪作業がストップし、その地域の除雪が後回しになったり、除排雪ができなくなったりします。

●道路に雪を出さない

交通の妨げや交通事故の原因にもなりますので、マナーを守りましょう。

●屋根雪を道路などへ落とさない

交通を遮断するだけでなく人命に関わる場合があります。危険な場所では、屋根雪の落下防止の措置を講じたり、雪下ろしをしたりするなど、十分注意してください。



道路の除雪に関する問い合わせ先

○市道

①道路維持課（茜町2丁目、☎32-8555、平日の午前8時30分～午後5時）

②対応可能な除雪業者

裾野地区のうち1・2工区…須藤重機（☎090-2278-6162）／和徳地区のうち5・6工区…三上興業（☎090-2024-6758）／城東地区のうち地域維持型1工区（7工区）…相馬土木（☎090-3642-3012）／岩木地区のうち地域維持型2工区（17工区）…兼建興業（☎080-6023-9038）

▼**受付時間** 一般除雪が実施された日の午前6時～正午

○**県道**…中南地域県民局地域整備部道路施設課（蔵主町、☎32-0800、平日の午前8時30分～午後5時15分）

○**国道7号**…国土交通省弘前国道維持出張所（城東中央5丁目、☎28-1315、平日の午前8時30分～午後5時15分）

地域除雪窓口の詳細や、各工区を担当する業者に関する情報を市ホームページ（QRコード）に掲載しています。



りさい 罹災証明書等の発行

暴風雪などによる屋根破損、豪雪により家屋が倒壊した場合など、生活再建等に係る手続きに使用する罹災証明書等を発行します。

①**罹災証明書**…暴風雪・大雪警報発令時の直接被害など、「災害と因果関係が明確」な「住家」の被害程度について証明します。

②**罹災届出証明書**…上記に該当しない被害等について、市へ届け出た事実を証明します。

▼発行窓口

○**弘前地区**…防災課（市役所3階、☎40-7100）

○**岩木地区**…岩木総合支所総務課（岩木庁舎1階、☎82-3111）

○**相馬地区**…相馬総合支所総務課（相馬庁舎1階、☎84-2111）

詳細は、市ホームページ（QRコード）で確認を。



■**問い合わせ先** 防災課（市役所3階、☎40-7100）

寄せ雪に関する新たな雪処理サービス

課題となっている寄せ雪の処理を、マッチングサイトを介して個人が個人に依頼し作業を行ってもらうサービスです。業者ではなく個人（学生や社会人）が作業を行うため、屋根の雪下ろしなどの危険作業は行えませんが、寄せ雪などの作業を実施できます。

詳細は市ホームページ（QRコード）で確認を。



▼**注意事項** このサービスは個人と個人が契約関係を結ぶため、市が関与できません。トラブルを未然に防ぐため、利用の際は消費者庁が発行する「あんぜん・あんしんシェアリングエコノミー（※）利用ガイドブック（QRコード）」をご活用ください。

※シェアリングエコノミー…活用可能な資産（場所・モノ・スキル等）と、それを使いたい個人などを結び付けるサービス。

■**問い合わせ先** 道路維持課（茜町2丁目、☎32-8555）

消流雪溝の使用法

消流雪溝は、側溝内の水を止水板でためて、雪を溶かす設備です。



▼使用方法

①凍った投雪口を、お湯で溶かしてから開ける。

②水の量を確認してから雪を捨てる。

●雪以外のものは投入しない。

●固くて大きなかたまりは、細かく砕いてから捨てる。

●消流雪溝の内側に凍り付いた雪は、必ずかき落とす。

③作業終了後、投雪口をきちんと閉める。

▼注意事項

①止水板のあるところに雪を捨てると、雪が詰まり、水があふれて消流雪溝が使えなくなります。止水板のあるところには絶対に雪を捨てないようにしましょう。

②歩行者や車両にも気を配り、事故がないように十分注意しましょう。

③投雪口を開けやすくするためにビニールの袋などを挟むと、歩行者が滑るなどして危険ですのでやめましょう。

■**問い合わせ先** 道路維持課（茜町2丁目、☎32-8555）